



2009年11月16日

株式会社日立製作所

執行役会長兼執行役社長 川村 隆

(コード番号:6501)

(上場取引所:東・大・名・福・札)

## 新株式発行および株式売出しならびに 転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

株式会社日立製作所(以下、当社)は、平成21年10月29日開催の取締役会における決議による委任に基づき、平成21年11月16日付の執行役社長の決定により、新株式発行および当社株式の売出しならびに130%コールオプション条項付無担保第8回転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)発行を決定しましたので、下記のとおりお知らせします。

### 記

#### I. 本資金調達目的

当社グループは、現在、収益性を改善して安定的な高収益構造を確立するべく事業ポートフォリオの再構築に取り組んでいます。同時に、当社グループは、情報通信システム事業、社会インフラ事業およびこれらの事業の融合分野に関連する事業からなる「社会イノベーション事業」に重点的に取り組み、グローバルなリーディング・カンパニーをめざしています。具体的な取組み内容は以下のとおりです。

##### ・社会イノベーション事業の強化

社会イノベーション事業の中心となる情報通信システム事業および社会インフラ事業ならびにこれらを支える高機能材料事業等において、様々な施策を実施することにより、収益を安定的に増加させていきます。

##### ・事業の再編およびコスト削減の実施

撤退・売却を含めた事業の再編を通じて安定的な高収益構造の確立を図っています。

##### ・連結グループ経営の強化

グループ会社間の連携を強化するとともに、より緊密な資本関係を構築し、事業戦略およびその他の方針の速やかな実施を可能にすることで競争力および収益性の向上を図ります。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行および株式売出しならびに転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行ならびに株式売出届出目論見書および訂正事項分(作成された場合)または転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書および訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をなさるようお願いいたします。この文書は、米国において当社の証券の募集または販売を行うものではありません。当社証券は、1933年米国証券法およびその改正法(以下、証券法)に基づく登録をしておらず、また登録を行う予定もありません。証券法に基づき証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことはできません。仮に米国内で証券の公募が行われる場合には、当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびに財務諸表が記載された目論見書が用いられ、その目論見書は当社または売出人より入手することができます。

具体的には、現在、社会イノベーション事業の中核となる上場子会社 5 社を完全子会社とすべく必要な手続を進めています。

今回、新株式と転換社債型新株予約権付社債を同時に発行することとしたのは、財務体質を維持・改善しつつ、戦略的な投資を行うために必要な規模の資金調達を実行する一方、その一部を株式ではなく転換社債型新株予約権付社債とすることにより、大規模な株式の希薄化が短期的に生じることを避けるためです。

当社グループは、今回の資金調達と社会イノベーション事業の強化を中心とする上記の施策の実行によって、中長期的な成長の基盤を確立し、株主をはじめとするステークホルダーの皆様にもたらされる利益の最大化に努めていきます。

## II. 新株式発行および株式の売出し

### 1. 公募による新株式発行

(1)	募集株式の種類および数	<p>下記①ないし③の合計による当社普通株式 1,090,000,000 株</p> <p>① 下記(4)①記載の国内一般募集における国内引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式 400,000,000 株</p> <p>② 下記(4)②記載の海外募集における海外引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式 600,000,000 株</p> <p>③ 下記(4)②記載の海外募集における海外引受会社に付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式の上限として当社普通株式 90,000,000 株</p>
(2)	払込金額の決定方法	<p>日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 21 年 12 月 7 日(月)から平成 21 年 12 月 10 日(木)までの間のいずれかの日(以下、発行価格等決定日)に決定する。</p>
(3)	増加する資本金および資本準備金の額	<p>増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
(4)	募集方法	<p>国内および海外における同時募集とする。</p> <p>① 国内一般募集 国内における募集(以下、国内一般募集)は一般募集とし、野村證券株式会社およびゴールドマン・サックス証券株式会社を共同主幹事会社とする引受人(以下、国内引受会社)に全株式を買取引受けさせる。</p>

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行および株式売出しならびに転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行ならびに株式売出届出目論見書および訂正事項分(作成された場合)または転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書および訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をなさるようお願いいたします。この文書は、米国において当社の証券の募集または販売を行うものではありません。当社証券は、1933 年米国証券法およびその改正法(以下、証券法)に基づく登録をしておらず、また登録を行う予定もありません。証券法に基づき証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことはできません。仮に米国内で証券の公募が行われる場合には、当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびに財務諸表が記載された目論見書が用いられ、その目論見書は当社または売出人より入手することができます。

		<p>② 海外募集</p> <p>海外における募集(以下、海外募集)は海外市場(ただし、米国およびカナダにおいては適格機関投資家に対する販売に限る。)における募集とし、Nomura International plc および Goldman Sachs International を共同主幹事引受会社とする海外引受会社(以下、海外引受会社)に全株式を総額個別買取引受けさせる。また、海外引受会社に対して上記(1)③記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利を付与する。</p> <p>なお、上記①および②記載の各募集に係る株式数については、国内一般募集株数 400,000,000 株および海外募集株数 690,000,000 株(上記(1)②記載の買取引受けの対象株式数 600,000,000 株および上記(1)③記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式数 90,000,000 株)を目処に募集を行うが、その最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。</p> <p>また、上記①および②記載の各募集における発行価格(募集価格)は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1 円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。</p> <p>国内一般募集、海外募集およびオーバーアロットメントによる売出しのジョイント・グローバル・コーディネーターは野村証券株式会社および Goldman Sachs International とする。</p>
(5)	引受人の対価	引受手数料は支払わず、これに代わるものとして国内一般募集および海外募集における発行価格(募集価格)と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
(6)	申込期間 (国内)	発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
(7)	払込期日	平成21年12月14日(月)から平成21年12月17日(木)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。
(8)	申込株数単位	1,000株
(9)	払込金額、増加する資本金および資本準備金の額、発行価格(募集価格)その他公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、執行役社長に一任する。	
(10)	国内一般募集については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。	

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行および株式売出しならびに転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行ならびに株式売出届出目論見書および訂正事項分(作成された場合)または転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書および訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をなさるようお願いいたします。この文書は、米国において当社の証券の募集または販売を行うものではありません。当社証券は、1933年米国証券法およびその改正法(以下、証券法)に基づく登録をしておらず、また登録を行う予定もありません。証券法に基づき証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことはできません。仮に米国内で証券の公募が行われる場合には、当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびに財務諸表が記載された目論見書が用いられ、その目論見書は当社または売出人より入手することができます。

## 2. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)

(1)	売 出 株 式 の 種 類 お よ び 数	当社普通株式 60,000,000 株 なお、上記売出株式数は上限を示したものである。国内一般募集の 需要状況等により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出し そのものが全く行われぬ場合がある。売出株式数は、国内一般募 集の需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
(2)	売 出 人	野村証券株式会社
(3)	売 出 価 格	未定(発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は公募による 新株式発行における発行価格(募集価格)と同一とする。)
(4)	売 出 方 法	国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、野村証券 株式会社が当社株主から 60,000,000 株を上限として借入れる当社 普通株式の日本国内における売出しを行う。
(5)	申 込 期 間	国内一般募集における申込期間と同一とする。
(6)	受 渡 期 日	国内一般募集における払込期日の翌営業日とする。
(7)	申 込 株 数 単 位	1,000 株
(8)	売出価格その他当社株式の売出しに必要な一切の事項の決定については、執行役社長に 一任する。	
(9)	オーバーアロットメントによる売出しについては、金融商品取引法による届出の効力発生を 条件とする。	

## 3. 第三者割当による新株式発行

(1)	募 集 株 式 の 種 類 お よ び 数	当社普通株式 60,000,000 株
(2)	払 込 金 額 の 決 定 方 法	発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は公募による新株式 発行における払込金額と同一とする。
(3)	増 加 す る 資 本 金 お よ び 資 本 準 備 金 の 額	増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出 される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円 未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、 増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する 資本金の額を減じた額とする。
(4)	割 当 先	野村証券株式会社
(5)	申 込 期 間 ( 申 込 期 日 )	平成 21 年 12 月 24 日(木)
(6)	払 込 期 日	平成 21 年 12 月 25 日(金)
(7)	申 込 株 数 単 位	1,000 株
(8)	上記(5)記載の申込期間(申込期日)までに申込みのない株式については、発行を打ち切る ものとする。	

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行および株式売出しならびに転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行ならびに株式売出届出目論見書および訂正事項分(作成された場合)または転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書および訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をなさるようお願いいたします。この文書は、米国において当社の証券の募集または販売を行うものではありません。当社証券は、1933 年米国証券法およびその改正法(以下、証券法)に基づく登録をしておらず、また登録を行う予定もありません。証券法に基づき証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことはできません。仮に米国内で証券の公募が行われる場合には、当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびに財務諸表が記載された目論見書が用いられ、その目論見書は当社または売出人より入手することができます。

(9)	払込金額、増加する資本金および資本準備金の額、その他第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、執行役社長に一任する。
(10)	第三者割当による新株式発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

### Ⅲ. 130%コールオプション条項付無担保第8回転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)の発行

1. 社債の名称 株式会社日立製作所130%コールオプション条項付無担保第8回転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)
2. 社債総額 金1,000億円
3. 各社債の金額 金100万円
4. 社債等振替法の適用 本新株予約権付社債は、社債、株式等の振替に関する法律(以下、社債等振替法)の規定の適用を受け、振替機関(第28項に定める。)の定める振替業に係る業務規程その他の規則に従って取り扱われるものとする。社債等振替法に従い本新株予約権付社債の社債権者(以下、本社債権者)が新株予約権付社債券の発行を請求することができる場合を除き、本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券は発行されない。社債等振替法に従い本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券が発行される場合、かかる新株予約権付社債券は無記名式とし、本社債権者は、かかる新株予約権付社債券を記名式とすることを請求することはできない。
5. 新株予約権または社債の譲渡 本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文および第3項本文の定めにより本新株予約権または本社債の一方のみを譲渡することはできない。
6. 社債の利率 未定(年0.10%~0.40%の範囲内で決定する。)  
利率については、平成21年11月27日(金)に決定する。
7. 社債の払込金額 各社債の金額100円につき金100円
8. 社債の償還価額 各社債の金額100円につき金100円  
ただし、繰上償還する場合は第11項第(2)号ないし第(4)号に定める金額による。
9. 担保・保証の有無 本新株予約権付社債には担保および保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
10. 社債管理者
  - (1) 社債管理者の名称  
株式会社みずほコーポレート銀行(代表)、株式会社三菱東京UFJ銀行

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行および株式売出しならびに転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行ならびに株式売出届出目論見書および訂正事項分(作成された場合)または転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書および訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をなさるようお願いいたします。この文書は、米国において当社の証券の募集または販売を行うものではありません。当社証券は、1933年米国証券法およびその改正法(以下、証券法)に基づく登録をしておらず、また登録を行う予定もありません。証券法に基づき証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことはできません。仮に米国内で証券の公募が行われる場合には、当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびに財務諸表が記載された目論見書が用いられ、その目論見書は当社または売出人より入手することができます。

(2) 債権者の異議手続における社債管理者の権限

会社法第740条第2項本文の定めにかかわらず社債管理者は、同条第1項に掲げる債権者保護手続において、社債権者集会の決議によらずに本社債権者のために異議を述べることは行わない。

11. 社債の償還の方法および期限

(1) 本社債の元金は、平成26年12月12日にその総額を償還する。ただし、繰上償還に関しては本項第(2)号ないし第(4)号に、買入消却に関しては本項第(6)号に定めるところによる。

(2) 組織再編行為による繰上償還

①組織再編行為(本号②に定義する。)が当社の株主総会で承認された場合(株主総会の承認を要しない場合は、取締役会で承認した場合もしくは執行役が決定した場合または会社法に従いその他の機関が決定した場合)において、当社が、かかる承認または決定の日(以下、組織再編行為承認日)までに、社債管理者に対し、承継会社等(本号③に定義する。)が当該組織再編行為の効力発生日において日本の金融商品取引所における上場会社であることを理由の如何を問わず想定していない旨を記載し、代表執行役が署名した証明書を交付した場合には、当社は、償還日(当該組織再編行為の効力発生日またはそれ以前の日とする。ただし、当該組織再編行為の効力発生日が組織再編行為承認日から30日以内に到来する場合には、下記に定める公告を行った日から30日目以降の日とする。)の30日前までに必要事項を公告した上で、残存する本社債の全部(一部は不可)を、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還する。

②「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併、吸収分割または新設分割(承継会社等が、本社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。)、当社が他の株式会社の完全子会社となる株式交換または株式移転、およびその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の株式会社に引き受けられることとなるものを総称していう。

③「承継会社等」とは、次の(イ)ないし(ハ)に定める株式会社を総称していう。

(イ)合併(合併により当社が消滅する場合に限る。) 吸収合併存続株式会社または新設合併設立株式会社

(ロ)吸収分割 吸収分割承継株式会社

(ハ)新設分割 新設分割設立株式会社

(ニ)株式交換 株式交換完全親株式会社

(ホ)株式移転 株式移転設立完全親株式会社

(ヘ)上記(イ)ないし(ホ)以外の日本法上の会社組織再編手続 本社債に基づく当社の義務を引き受ける株式会社

④当社は、本号①に定める公告を行った後は、当該公告に係る繰上償還を取消すことはできない。

(3) 上場廃止等による繰上償還

①(イ)当社以外の者(以下、公開買付者)によって、当社普通株式の保有者に対して金融商品取引法に基づく当社普通株式の公開買付けがなされ、(ロ)当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(ハ)当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止される可能

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行および株式売出しならびに転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行ならびに株式売出届出目論見書および訂正事項分(作成された場合)または転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書および訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をなさるようお願いします。この文書は、米国において当社の証券の募集または販売を行うものではありません。当社証券は、1933年米国証券法およびその改正法(以下、証券法)に基づく登録をしておらず、また登録を行う予定もありません。証券法に基づき証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことはできません。仮に米国内で証券の公募が行われる場合には、当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびに財務諸表が記載された目論見書が用いられ、その目論見書は当社または売出人より入手することができます。

性があることを当社または公開買付者が公表または認容し(ただし、当社または公開買付者が、当該公開買付け後も当社が日本の金融商品取引所における上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。)、かつ(二)公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合(当該公開買付けに係る公開買付期間の末日において当該公開買付けが成立した場合をいう。)には、当社は、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日(当該公開買付けに係る決済の開始日を意味する。以下同じ。)から15日以内に必要事項を公告した上で、当該公告において指定した償還日(かかる償還日は、当該公告の日から30日目以降60日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還する。

②本号①にかかわらず、当社または公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編行為を行う旨の意向を当該公開買付けに係る公開買付期間の末日までに公表した場合には、本号①の規定は適用されない。この場合において、当該取得日から60日以内に当該組織再編行為に係る組織再編行為承認日が到来しなかったときは、当社は、かかる60日間の末日から15日以内に必要事項を公告した上で、当該公告において指定した償還日(かかる償還日は、当該公告の日から30日目以降60日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還する。

③本項第(2)号に定める繰上償還事由および本号①または②に定める繰上償還事由の両方が発生した場合には、本社債は本項第(2)号に従って償還されるものとする。ただし、本項第(2)号に定める繰上償還事由が発生する前に本号①または②に基づく公告が行われた場合には、本社債は本号に従って償還されるものとする。

④当社は、本号①または②に定める公告を行った後は、当該公告に係る繰上償還を取消すことはできない。

#### (4) 130%コールオプション条項

①当社は、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含まない。)がある20連続取引日(「取引日」とは、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の普通取引が行われる日をいう。第13項第(11)号②および④における場合を除き、以下同じ。)にわたり、各取引日における当該終値が当該取引日に適用のある転換価額(第13項第(6)号②に定義する。)の130%以上であった場合、平成25年1月4日以降、当該20連続取引日の最終日から15日以内に必要事項を公告した上で、当該公告において指定した償還日(かかる償還日は、当該公告の日から30日目以降60日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することができる。なお、当社が当社普通株式の株式分割または当社普通株式に対する当社普通株式の無償割当て(以下本号において「株式分割等」という。)を行う場合、当該株式分割等の基準日(基準日を定めない場合は、効力発生日の前日とし、基準日または効力発生日の前日が取引日でない場合は、それらの直前の取引日とする。以下本号において同じ。)の2取引日前の日から当該株式分割等の基準日までの3取引日(当該基準日を含む。)についての本条項の適用にあたっては、第13項第(7)号②(ロ)の規定にかかわらず、当該各取引日の1か月前の応当日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行および株式売出しならびに転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行ならびに株式売出届出目論見書および訂正事項分(作成された場合)または転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書および訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をなさるようお願いいたします。この文書は、米国において当社の証券の募集または販売を行うものではありません。当社証券は、1933年米国証券法およびその改正法(以下、証券法)に基づく登録をしておらず、また登録を行う予定もありません。証券法に基づき証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことはできません。仮に米国内で証券の公募が行われる場合には、当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびに財務諸表が記載された目論見書が用いられ、その目論見書は当社または売出人より入手することができます。

株式数を既発行株式数とし、当該株式分割等により交付されることとなる株式数を交付株式数として、第13項第(7)号①に定める転換価額調整式により算出された転換価額をもって、当該各取引日に適用のある転換価額とする。

- ②本項第(2)号または第(3)号①もしくは②に定める繰上償還事由および本号に定める繰上償還事由の両方が発生した場合には、本社債は本項第(2)号または第(3)号に従って償還されるものとする。ただし、本項第(2)号または第(3)号①もしくは②に定める繰上償還事由が発生する前に本号に基づく公告が行われた場合には、本社債は本号に従って償還されるものとする。
- ③当社は、本号①に定める公告を行った後は、当該公告に係る繰上償還を取消すことはできない。
- (5) 償還すべき日(本項第(2)号ないし第(4)号の規定により本社債を繰上償還する場合には、当該各号に従い公告された償還日を含む。以下、償還期日)が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。
- (6) 当社は、払込期日(第26項に定める。第12項において同じ。)の翌日以降いつでも本新株予約権付社債を買入れることができる。買入れた本新株予約権付社債を消却する場合、当該新株予約権付社債についての本社債または当該新株予約権付社債に付された本新株予約権の一方のみを消却することはできない。

## 12. 利息支払の方法および期限

- (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成22年3月31日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月31日および9月30日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。
- (2) 半年間に満たない期間に係る利息については、その半年間の日割をもってこれを計算する。
- (3) 利息支払期日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。
- (4) 償還期日後は利息をつけない。
- (5) 第1回の利息支払期日までに行使の効力が発生した本新株予約権が付された本社債については、利息をつけない。
- (6) 第1回の利息支払期日後に行使の効力が発生した本新株予約権が付された本社債の利息については、本新株予約権行使の効力発生日の直前の利息支払期日後はこれをつけない。

## 13. 本新株予約権に関する事項

- (1) 本社債に付された本新株予約権の数  
各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計100,000個の本新株予約権を発行する。
- (2) 各新株予約権の払込金額  
本新株予約権を引き受ける者は、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
- (3) 本新株予約権の目的である株式の種類およびその数の算定方法  
本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求に係る本新株予約権が付された本社債の金額の合

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行および株式売出しならびに転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行ならびに株式売出届出目論見書および訂正事項分(作成された場合)または転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書および訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をなさるようお願いいたします。この文書は、米国において当社の証券の募集または販売を行うものではありません。当社証券は、1933年米国証券法およびその改正法(以下、証券法)に基づく登録をしておらず、また登録を行う予定もありません。証券法に基づき証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことはできません。仮に米国内で証券の公募が行われる場合には、当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびに財務諸表が記載された目論見書が用いられ、その目論見書は当社または売出人より入手することができます。



計額を当該行使請求日に適用のある転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(4) 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権付社債の新株予約権者(以下、本新株予約権者)は、平成22年1月4日から平成26年12月10日までの間、いつでも、本新株予約権を行使し、当社に対して本項第(3)号に定める当社普通株式の交付を請求することができる。ただし、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。

- ① 当社普通株式に係る株主確定日およびその前営業日(振替機関の休業日等でない日をいう。以下同じ。)
- ② 本社債の利息が支払われる日の前営業日
- ③ 振替機関が必要であると認めた日
- ④ 第11項第(2)号ないし第(4)号に定めるところにより平成26年12月10日以前に本社債が繰上償還される場合には、当該償還に係る元金が支払われる日の前営業日以降
- ⑤ 第17項に定めるところにより当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した日以降
- ⑥ 組織再編行為において承継会社等の新株予約権が交付される場合で、本新株予約権の行使請求の停止が必要なときは、当社が、行使請求を停止する期間(当該期間は1か月を超えないものとする。)その他必要事項をあらかじめ書面により社債管理者に通知し、かつ、当該期間の開始日の1か月前までに必要事項を公告した場合における当該期間本号により行使請求が可能な期間を、以下「行使請求期間」という。

(5) その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部については、行使請求することができない。

(6) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容およびその価額

- ① 各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。
- ② 各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額(以下、転換価額。ただし、本項第(14)号において、「転換価額」は、承継新株予約権の行使により交付する承継会社等の普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額をさす。)は、当初、未定であるが、平成21年11月27日(金)の執行役社長の決定に基づく算式により、平成21年12月7日(月)から平成21年12月10日(木)までの間のいずれかの日(以下、転換価額等決定日)に確定する。なお、当該算式において、転換価額等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に乗じる値の範囲は、130%程度を目処とした一定の範囲により表示される。ただし、転換価額は本項第(7)号ないし第(9)号または第(11)号に定めるところにより調整または減額されることがある。

(7) ① 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号②に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式(以下、転換価額調整式)をもって転換価額を調整する。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行および株式売出しならびに転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行ならびに株式売出届出目論見書および訂正事項分(作成された場合)または転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書および訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をなさるようお願いいたします。この文書は、米国において当社の証券の募集または販売を行うものではありません。当社証券は、1933年米国証券法およびその改正法(以下、証券法)に基づく登録をしておらず、また登録を行う予定もありません。証券法に基づき証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことはできません。仮に米国内で証券の公募が行われる場合には、当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびに財務諸表が記載された目論見書が用いられ、その目論見書は当社または売出人より入手することができます。

$$\text{調整後} = \frac{\text{調整前} \times \left( \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数}}{\text{時価}} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}} \right)}{\text{転換価額}}$$

②転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(イ)時価(本項第(8)号③に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を引き受ける者を募集する場合(ただし、平成21年10月29日開催の取締役会における決議による委任に基づき行われた平成21年11月16日の執行役社長の決定に基づく、公募による新株式発行上限1,090,000,000株および第三者割当による新株式発行上限60,000,000株に係る募集を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の末日とする。以下同じ。)の翌日以降これを適用する。ただし、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用する。

(ロ)当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合。

調整後の転換価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌日以降、無償割当ての場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用する。

(ハ)時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)または時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)(以下、取得請求権付株式等)を発行する場合。

調整後の転換価額は、当該取得請求権、取得条項または新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の全てが当初の条件で行使または適用されたものとみなして算出するものとし、払込期日(新株予約権および新株予約権付社債の場合は割当日)の翌日以降これを適用する。ただし、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用する。

(ニ)上記(イ)ないし(ハ)にかかわらず、当社普通株式の株主に対して当社普通株式または取得請求権付株式等を割り当てる場合、当該割当てに係る基準日が当社の株主総会、取締役会その他の機関により当該割当てが承認される日または執行役により当該割当てが決定される日より前の日であるときには、調整後の転換価額は、当該承認または決定があった日の翌日以降これを適用する。ただし、この場合において、当該基準日の翌日から当該承認または決定があった日までには本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当該承認または決定があった日より後に当社普通株式を交付する。この場合、株式の交付については本項第(18)号の規定を準用する。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行および株式売出しならびに転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行ならびに株式売出届出目論見書および訂正事項分(作成された場合)または転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書および訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をなさるようお願いいたします。この文書は、米国において当社の証券の募集または販売を行うものではありません。当社証券は、1933年米国証券法およびその改正法(以下、証券法)に基づく登録をしておらず、また登録を行う予定もありません。証券法に基づき証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことはできません。仮に米国内で証券の公募が行われる場合には、当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびに財務諸表が記載された目論見書が用いられ、その目論見書は当社または売出人より入手することができます。

$$\text{株式数} = \frac{\left[ \frac{\text{調整前 転換価額}}{\text{調整後 転換価額}} - 1 \right] \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後 転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (8) 転換価額の調整については、以下の規定を適用する。
- ① 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限り、転換価額の調整は行わない。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額から当該差額を差引いた額を使用するものとする。
  - ② 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
  - ③ 転換価額調整式で使用する「時価」は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、本項第(7)号②(二)の場合は当該基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。  
この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
  - ④ 転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は当該基準日またはかかる基準日がない場合は調整後の転換価額を適用する日の1か月前の応当日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除し、当該転換価額の調整前に本項第(7)号または第(9)号に基づき交付株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。
- (9) 本項第(7)号または第(8)号に定める場合のほか、次に掲げる場合において転換価額の調整を必要とするときは、当社は、社債管理者と協議のうえ必要な転換価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本金もしくは準備金の額の減少、合併(合併により当社が消滅する場合を除く。)、株式交換または会社分割を行うとき。
  - ② 本号①のほか、当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由が発生するとき。
  - ③ 当社普通株式の株主に対する他の種類株式の無償割当てを行うとき。
  - ④ 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生する等、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (10) 本項第(7)号ないし第(9)号により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額およびその適用の日その他必要事項を社債管理者に通知し、かつ、適用の日の前日までに必要事項を公告する。ただし、本項第(7)号②(二)の場合その他適用の日の前日までに前記の公告を行うこ

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行および株式売出しならびに転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行ならびに株式売出届出目論見書および訂正事項分(作成された場合)または転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書および訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をなさるようお願いします。この文書は、米国において当社の証券の募集または販売を行うものではありません。当社証券は、1933年米国証券法およびその改正法(以下、証券法)に基づく登録をしておらず、また登録を行う予定もありません。証券法に基づき証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことはできません。仮に米国内で証券の公募が行われる場合には、当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびに財務諸表が記載された目論見書が用いられ、その目論見書は当社または売出人より入手することができます。

とができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(11) 転換価額の減額

転換価額は、第11項第(2)号①または第11項第(3)号①もしくは②に定める公告を行った場合、転換価額減額期間(以下に定義する。)において、本号①ないし⑤に従って決定される転換価額に減額される(減額された転換価額を以下「減額後転換価額」という。)

「転換価額減額期間」とは、第11項第(2)号①に定める公告を行った場合は、転換価額減額開始日(以下に定義する。)から当該組織再編行為の効力発生日の5取引日前の日までの期間をいい、第11項第(3)号①または②に定める公告を行った場合は、転換価額減額開始日から30日の期間をいう。ただし、いずれの場合も、所定の期間の終了前に行使請求期間が終了する場合には、転換価額減額期間は行使請求期間の末日をもって終了する。

「転換価額減額開始日」とは、第11項第(2)号①または第11項第(3)号①もしくは②に定める公告を行った日から5取引日以内の日で当該公告において当社が定める日をいう。

①第11項第(2)号①に定める公告を行った場合の減額後転換価額は、参照株価(本号②に定義する。)および転換価額減額開始日に応じて下記の表に従って決定される。

減額後転換価額(円)

転換価額減額開始日	参照株価							
	299	350	400	450	500	550	600	650
平成21年12月17日	299	330	353	369	379	385	388	389
平成22年4月1日	299	331	353	369	380	386	389	389
平成23年4月1日	299	331	355	371	381	386	389	389
平成24年4月1日	300	334	358	374	383	388	389	389
平成25年4月1日	300	337	362	378	388	389	389	389
平成26年4月1日	301	343	370	383	389	389	389	389
平成26年12月10日	389	389	389	389	389	389	389	389

(注) 上記表中の数値は、平成21年11月11日(水)現在における見込みの数値であり、転換価額等決定日に、当該日時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティおよびその他の市場動向を勘案した転換価額減額開始日時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるような数値に決定される。

②「参照株価」は、(イ)第11項第(2)号②に定める各組織再編行為に関して当社普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合には、当社普通株式1株につき支払われる当該金銭の額とし、(ロ)上記(イ)以外の場合には、会社法に基づき当社の取締役会その他の機関において当該組織再編行為の条件(当該組織再編行為に関して支払われもしくは交付される対価を含む。)が決議された日または執行役により当該組織再編行為の条件(当該組織再編行為に関して支払われもしくは交付される対価を含む。)が決定された日(決議または決定の日よりも後に当該組織再編行為の条件が公表される場合にはかかる公表の日)の直後の取引日に始まる5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含まない。以下本号において同じ。)の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。)とする。当該5連続取引日の期間中に転換価額が本項のいずれかの規定に従って調整された場合には、

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行および株式売出しならびに転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行ならびに株式売出届出目論見書および訂正事項分(作成された場合)または転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書および訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をなさるようお願いいたします。この文書は、米国において当社の証券の募集または販売を行うものではありません。当社証券は、1933年米国証券法およびその改正法(以下、証券法)に基づく登録をしておらず、また登録を行う予定もありません。証券法に基づき証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことはできません。仮に米国内で証券の公募が行われる場合には、当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびに財務諸表が記載された目論見書が用いられ、その目論見書は当社または売出人より入手することができます。

当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、社債管理者と協議のうえ合理的に調整されるものとする。本②および本号④において「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が営業している日をいい、当社普通株式の普通取引の終値が発表されない日を含まない。

③参照株価または転換価額減額開始日が本号①の表に記載されていない場合には、減額後転換価額は、以下の方法により算出される。

(イ)参照株価が本号①の表の第1行目に記載された2つの値の間の値である場合、または転換価額減額開始日が本号①の表の第1列目に記載された2つの日付の間の日である場合には、減額後転換価額は、かかる2つの値またはかかる2つの日付に対応する本号①の表中の数値に基づきその双方につきかかる2つの値またはかかる2つの日付の間を直線で補間して算出した数値により算出した数値(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。)とする。ただし、日付に係る補間については、1年を365日とする。

(ロ)参照株価が本号①の表の第1行目の右端の値より高い場合には、参照株価はかかる値と同一とみなす。

(ハ)参照株価が本号①の表の第1行目の左端の値より低い場合には、参照株価はかかる値と同一とみなす。

ただし、減額後転換価額は、転換価額等決定日に執行役社長が決定する転換価額(以下、上限転換価額)を上限とし、本号①の表および上記(イ)ないし(ハ)の方法に従って算出された値が上限転換価額を超える場合には、減額後転換価額は上限転換価額とする。また、減額後転換価額は、転換価額等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値)(以下、下限転換価額)を下限とし、本号①の表および上記(イ)ないし(ハ)の方法に従って算出された値が下限転換価額未満となる場合には、減額後転換価額は下限転換価額とする。

④第11項第(3)号①または②に定める公告を行った場合の減額後転換価額は、本号①ないし③記載の算出方法と同様の方法により算出される。ただし、参照株価は、(イ)当該公開買付けの対価が金銭のみである場合には、公開買付け期間の末日時点で有効な公開買付け価格とし、(ロ)上記(イ)以外の場合には、公開買付け期間の末日に終了する5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。)とする。当該5連続取引日の期間中に転換価額が本項のいずれかの規定に従って調整された場合には、当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、社債管理者と協議のうえ合理的に調整されるものとする。

⑤本新株予約権付社債の発行後、転換価額が本項のいずれかの規定に従って調整された場合には、本号①の表の減額後転換価額および本号③(ハ)以下のただし書の減額後転換価額に関する各数値(上限転換価額および下限転換価額)は、本項第(7)号ないし第(9)号により調整されるものとする。転換価額は、転換価額減額期間の末日の翌日以降、転換価額減額期間の初日の前日において有効であった転換価額(転換価額減額期間中に本項に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、本項第(7)号ないし第(9)号によ

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行および株式売出しならびに転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行ならびに株式売出し届出目論見書および訂正事項分(作成された場合)または転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書および訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をなさるようお願いいたします。この文書は、米国において当社の証券の募集または販売を行うものではありません。当社証券は、1933年米国証券法およびその改正法(以下、証券法)に基づく登録をしておらず、また登録を行う予定もありません。証券法に基づき証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことはできません。仮に米国内で証券の公募が行われる場合には、当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびに財務諸表が記載された目論見書が用いられ、その目論見書は当社または売出人より入手することができます。

り調整される。)に修正されるものとする。

(12) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(13) 本新株予約権の取得事由

取得事由は定めない。

(14) 当社が組織再編行為を行う場合の承継会社等による本新株予約権付社債の承継

① 当社は、当社が組織再編行為を行う場合(ただし、承継会社等の普通株式が当社の株主に交付される場合に限る。)は、第11項第(2)号に基づき本社債の繰上償還を行う場合を除き、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、本号②に定める内容の承継会社等の新株予約権(以下、承継新株予約権)を交付するものとする。この場合、当該組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され(承継会社等に承継された本社債を以下「承継社債」という。)、承継新株予約権は承継社債に付された新株予約権となり、本新株予約権者は承継新株予約権の新株予約権者となる。本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。

② 承継新株予約権の内容は次に定めるところによる。

(イ) 承継新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一の数とする。

(ロ) 承継新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

(ハ) 承継新株予約権の目的である株式の数の算定方法

行使請求に係る承継新株予約権が付された承継社債の金額の合計額を下記(ニ)に定める転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(ニ) 承継新株予約権付社債の転換価額

承継新株予約権付社債の転換価額は、組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権を行使したときに受領できるように定めるものとする。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権付社債の転換価額は、本項第(7)号ないし第(9)号または第(11)号に準じた調整または減額を行う。

(ホ) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容およびその価額

各承継新株予約権の行使に際しては、当該各承継新株予約権が付された承継社債を出資するものとし、当該承継社債の価額は、本社債の払込金額と同額とする。

(ヘ) 承継新株予約権を行使することができる期間

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行および株式売出しならびに転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行ならびに株式売出届出目論見書および訂正事項分(作成された場合)または転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書および訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をなさるようお願いします。この文書は、米国において当社の証券の募集または販売を行うものではありません。当社証券は、1933年米国証券法およびその改正法(以下、証券法)に基づく登録をしておらず、また登録を行う予定もありません。証券法に基づき証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことはできません。仮に米国内で証券の公募が行われる場合には、当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびに財務諸表が記載された目論見書が用いられ、その目論見書は当社または売出人より入手することができます。

組織再編行為の効力発生日(当社が本項第(4)号⑥に定める行使を停止する期間を定めた場合には、当該組織再編行為の効力発生日または当該停止期間の末日の翌銀行営業日のうちいずれか遅い日)から本項第(4)号に定める本新株予約権の行使請求期間の末日までとする。

(ト)承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(チ)その他の承継新株予約権の行使の条件

各承継新株予約権の一部については、行使請求することができない。

(リ)承継新株予約権の取得事由

取得事由は定めない。

(15) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第27項に定める行使請求受付場所(以下、行使請求受付場所)においてこれを取り扱う。

(16) ①行使請求しようとする本新株予約権者は、直近上位機関(当該本新株予約権者が本新株予約権付社債の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関または口座管理機関をいう。以下同じ。)に対して本新株予約権の行使を行う旨を申し出る。

②直近上位機関に対し本新株予約権の行使を行う旨を申し出た者は、その後これを撤回することができない。

(17) 行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達した日に発生する。

(18) 当社は、行使請求の効力発生後当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する振替機関または口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

(19) 当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社および社債管理者が協議して必要な措置を講じる。

#### 14. 担保提供制限

(1) 当社は、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債(会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定により、新株予約権の内容として、当該新株予約権に係る社債を新株予約権の行使に際してする出資の目的とする旨を定めたものをいう。以下同じ。)のために担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき同順位の担保権を設定する。

(2) 前号に基づき設定した担保権が本社債を担保するに十分でない場合には、当社は本新株予約権付社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定する。

(3) 当社が吸収合併、株式交換または吸収分割により、担保権の設定されている吸収合併消

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行および株式売出しならびに転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行ならびに株式売出し届出目論見書および訂正事項分(作成された場合)または転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書および訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をなさるようお願いいたします。この文書は、米国において当社の証券の募集または販売を行うものではありません。当社証券は、1933年米国証券法およびその改正法(以下、証券法)に基づく登録をしておらず、また登録を行う予定もありません。証券法に基づき証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことはできません。仮に米国内で証券の公募が行われる場合には、当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびに財務諸表が記載された目論見書が用いられ、その目論見書は当社または売出人より入手することができます。

滅会社、株式交換完全子会社または吸収分割会社の転換社債型新株予約権付社債を承継する場合には、前二号は適用されない。

15. 担保付社債への切換え

- (1) 当社は社債管理者と協議のうえ、いつでも本新株予約権付社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定することができる。
- (2) 当社が第14項または前号により本新株予約権付社債のために担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。

16. 担保提供制限に係る特約の解除

当社が第14項または第15項第(1)号により本新株予約権付社債のために担保権を設定した場合、以後、第14項および第19項第(2)号は適用されない。

17. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には、本社債について期限の利益を喪失し、第22項に定めるところにより、その旨を公告するものとする。ただし、第14項または第15項第(1)号により当社が、本社債権保全のために、担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定したときは、本項第(2)号に該当しても期限の利益を喪失しない。

- (1) 当社が第11項または第12項の規定に違背したとき。
- (2) 当社が第14項の規定に違背したとき。
- (3) 当社が、第13項第(7)号ないし第(11)号、第15項第(2)号、第18項、第19項、第20項第(2)号、第21項または第22項の規定のいずれかに違背し、社債管理者の指定する期間内にその履行または補正をしないとき。
- (4) 当社が、本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (5) 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、または当社が第三者のために行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をしないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合は、この限りではない。
- (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の申立てをし、または解散(合併の場合を除く。)の決議を行ったとき。
- (7) 当社が、破産手続、民事再生手続もしくは会社更生手続の開始決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。
- (8) 当社が、その事業経営に不可欠な資産に対し差押もしくは競売(公売を含む。)の申立てを受け、または滞納処分を受ける等当社の信用を著しく害損する事実が生じ、社債管理者が本社債の存続を不相当であると認めたとき。

18. 社債管理者に対する定期報告

- (1) 当社は、毎事業年度の決算および剰余金の配当については取締役会決議後ただちに書面をもって社債管理者に通知する。当社が、会社法第441条第1項に定められた一定の日における臨時計算書類の作成を行う場合も同様とする。また、当社は、社債管理者の問合せに応じて、その事業の概況を報告する。
- (2) 当社は、金融商品取引法に基づき作成する有価証券報告書およびその添付資料の写しを

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行および株式売出しならびに転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行ならびに株式売出届出目論見書および訂正事項分(作成された場合)または転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書および訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をなさるようお願いいたします。この文書は、米国において当社の証券の募集または販売を行うものではありません。当社証券は、1933年米国証券法およびその改正法(以下、証券法)に基づく登録をしておらず、また登録を行う予定もありません。証券法に基づき証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことはできません。仮に米国内で証券の公募が行われる場合には、当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびに財務諸表が記載された目論見書が用いられ、その目論見書は当社または売出人より入手することができます。



当該有価証券報告書に係る事業年度経過後3か月以内に、四半期報告書の写しを当該四半期報告書に係る各四半期期間経過後45日以内に社債管理者に提出する。金融商品取引法第24条の4の2に定める確認書および金融商品取引法第24条の4の4に定める内部統制報告書についても上記各書類の取扱いに準ずる。また、当社が臨時報告書または有価証券報告書、四半期報告書、臨時報告書もしくは内部統制報告書の訂正報告書および訂正確認書を財務局長等に提出した場合には遅滞なくこれを社債管理者に提出する。ただし、当社が、金融商品取引法第27条の30の3に基づき有価証券報告書、四半期報告書、臨時報告書または内部統制報告書、これらの訂正報告書、確認書および訂正確認書(添付資料を含む。以下、報告書等)の電子開示手続を行う場合は、これら報告書等を財務局長等に提出した旨の社債管理者への通知をもって社債管理者への報告書等の提出に代えることができる。

#### 19. 社債管理者に対する通知

- (1) 当社は、本新株予約権付社債発行後、社債原簿および新株予約権原簿に記載すべき事由が生じたときならびに変更が生じたときは、遅滞なく社債原簿および新株予約権原簿にその旨の記載を行い、新株予約権の行使による場合を除き、書面をもって社債管理者に通知する。
- (2) 当社は、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債のために担保権を設定する場合には、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、債務の内容および担保物その他必要事項を社債管理者に通知しなければならない。
- (3) 当社は、当社の業務執行を決定する機関が以下の事項の決定後ただちに書面により社債管理者へその旨を通知する。
  - ① 当社の事業経営に不可欠な資産を譲渡または貸与すること。
  - ② 当社の事業の全部または重要な一部の管理を他に委託すること。
  - ③ 当社の事業の全部もしくは重要な部分を休止もしくは廃止すること。
  - ④ 当社の事業経営に重大な影響を及ぼすような資本金または準備金の額の減少をすること。
  - ⑤ 組織変更、合併もしくは会社分割をすることまたは株式交換もしくは株式移転により他の会社の完全子会社になること。
  - ⑥ 解散を行うこと。
- (4) 当社は、次の各場合には、ただちに書面により社債管理者へその旨を通知する。
  - ① 当社が、支払停止となったとき、または手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
  - ② 当社が、社債を除く借入金債務について期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
  - ③ 当社が、その事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押えもしくは仮処分の執行または担保権の実行としての競売(公売を含む。)の申立て、または滞納処分を受けたとき。
  - ④ 当社または第三者により、当社について破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立てがあったとき。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行および株式売出しならびに転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行ならびに株式売出届出目論見書および訂正事項分(作成された場合)または転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書および訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をなさるようお願いいたします。この文書は、米国において当社の証券の募集または販売を行うものではありません。当社証券は、1933年米国証券法およびその改正法(以下、証券法)に基づく登録をしておらず、また登録を行う予定もありません。証券法に基づき証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことはできません。仮に米国内で証券の公募が行われる場合には、当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびに財務諸表が記載された目論見書が用いられ、その目論見書は当社または売出人より入手することができます。

## 20. 社債管理者の請求による報告および調査権限

- (1) 当社は、社債管理者が本社債権保全のために必要と認め請求した場合には、当社および当社の重要な連結子会社の事業、経理、帳簿書類等に関する報告書を提出しなければならない(ただし、連結子会社については、当社において把握が可能な情報に限るものとする。)。また、社債管理者は、予め当社に通知の上、当社の費用でみずからもしくは人を派して当社および当社の重要な連結子会社の事業、経理、帳簿書類等につき調査を行うことができる。
- (2) 前号の場合で、社債管理者が当社および当社の重要な連結子会社の調査を行うときは、当社は、社債権者の利益保護に必要なかつ合理的な範囲内でこれに協力する。

## 21. 繰上償還の場合の通知および公告

- (1) 当社が、第11項第(2)号に定める繰上償還をする場合は、償還日の少なくとも60日前にその旨および期日その他必要事項を書面で社債管理者に通知する。
- (2) 当社が、第11項第(3)号に定める繰上償還をする場合は、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日(第11項第(3)号②後段の場合は60日間の末日)から7日以内にその旨および期日その他必要事項を書面で社債管理者に通知する。
- (3) 当社が、第11項第(4)号に定める繰上償還をする場合は、第11項第(4)号に定める20連続取引日の最終日から7日以内にその旨および期日その他必要事項を書面で社債管理者に通知する。
- (4) 第11項第(2)号ないし第(4)号に定める繰上償還をする場合の公告は、第22項に定める方法によりこれを行う。

## 22. 社債権者に対する公告

本新株予約権付社債に関して社債権者に対する公告は、法令に別段の定めがあるものを除いては、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、定款に所定の新聞紙ならびに東京都および大阪市において発行する各1種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときはこれを省略することができる。)にこれを掲載する。また、社債管理者が社債権者のために必要と認めて公告する場合には、社債管理者の定款所定の公告方法によりこれを行う。

## 23. 社債要項および社債管理委託契約証書の公示

当社および社債管理者は、その本店に本新株予約権付社債の社債要項および社債管理委託契約証書の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供するものとする。

## 24. 社債権者集会

- (1) 本新株予約権付社債の社債権者集会は、本新株予約権付社債と同一の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の新株予約権付社債(以下、本種類の新株予約権付社債)の社債権者により組織され、当社または社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。
- (2) 本種類の新株予約権付社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の新株予約権付社債の総額(償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上に当たる本種類の新株予約権付社債を有する社債権者は、本新株予約権付社債についての社債等振替法第222条第3項の規定による

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行および株式売出しならびに転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行ならびに株式売出届出目論見書および訂正事項分(作成された場合)または転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書および訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をなさるようお願いいたします。この文書は、米国において当社の証券の募集または販売を行うものではありません。当社証券は、1933年米国証券法およびその改正法(以下、証券法)に基づく登録をしておらず、また登録を行う予定もありません。証券法に基づき証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことはできません。仮に米国内で証券の公募が行われる場合には、当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびに財務諸表が記載された目論見書が用いられ、その目論見書は当社または売出人より入手することができます。

書面を社債管理者に提示のうえ、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当社または社債管理者に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

25. 申込期間  
転換価額等決定日の翌営業日から転換価額等決定日の2営業日後の日まで。
26. 払込期日(新株予約権の割当日)  
平成21年12月14日(月)から平成21年12月17日(木)までの間のいずれかの日。ただし、転換価額等決定日の5営業日後の日とする。
27. 行使請求受付場所  
株主名簿管理人 東京証券代行株式会社 本店
28. 振替機関  
株式会社証券保管振替機構
29. 元利金の支払  
本社債に係る元利金は、社債等振替法および第28項記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って支払われる。
30. 発行代理人および支払代理人  
株式会社みずほコーポレート銀行
31. 募集方法  
一般募集
32. 引受会社  
野村證券株式会社およびゴールドマン・サックス証券株式会社を共同主幹事会社とする引受団
33. 申込取扱場所  
引受金融商品取引業者の本店および国内各支店
34. 取得格付  
A+(株式会社格付投資情報センター)
35. 上場申請の有無  
有(株式会社東京証券取引所)
36. 振替機関への同意  
平成21年11月16日同意書提出
37. 上記に定めるもののほか、第13項第(11)号①の「減額後転換価額」の表中の数値の決定その他本新株予約権付社債の発行に必要な一切の事項の決定については、執行役社長に一任する。
38. 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

#### <ご参考>

##### 1. オーバーアロットメントによる売出し等について

上記「Ⅱ.2. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、上記「Ⅱ.1. 公募による新株式発行」に記載の国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から60,000,000株を上限として借入れる当社普通株式の日本国内における売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、60,000,000株を予定していますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況等により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式(以下、借入れ株式)の返却に必要な株式を野村證券株式会社に取得させるために、当

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行および株式売出しならびに転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行ならびに株式売出届出目論見書および訂正事項分(作成された場合)または転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書および訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をなさるようお願いいたします。この文書は、米国において当社の証券の募集または販売を行うものではありません。当社証券は、1933年米国証券法およびその改正法(以下、証券法)に基づく登録をしておらず、また登録を行う予定もありません。証券法に基づき証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことはできません。仮に米国内で証券の公募が行われる場合には、当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびに財務諸表が記載された目論見書が用いられ、その目論見書は当社または売出人より入手することができます。

社は平成21年10月29日(木)開催の当社取締役会における決議による委任に基づき、平成21年11月16日(月)付の執行役社長の決定によって、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式60,000,000株の第三者割当増資(以下、本件第三者割当増資)を、平成21年12月25日(金)を払込期日として行うことを決定しています。

また、野村證券株式会社は、国内一般募集およびオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成21年12月17日(木)までの間(以下、シンジケートカバー取引期間)、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下、シンジケートカバー取引)を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、またはオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、野村證券株式会社は、国内一般募集およびオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部または一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数から、安定操作取引およびシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数(以下、取得予定株式数)について、野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数がその限度で減少し、または発行そのものが全く行われな場合があります。

野村證券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

なお、上記記載の取引に関して、野村證券株式会社は、ゴールドマン・サックス証券株式会社と協議の上、これを行います。

## 2. 今回の公募増資および本件第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	3,368,126,056株
公募増資による増加株式数	1,090,000,000株(注)1.
公募増資後の発行済株式総数	4,458,126,056株(注)1.
第三者割当増資による増加株式数	60,000,000株(注)2.
第三者割当増資後の発行済株式総数	4,518,126,056株(注)2.

(注)1. 海外引受会社が上記「Ⅱ. 1. 公募による新株式発行」(1)③に記載の権利全部を行使した場合の数字です。

2. 上記「Ⅱ. 3. 第三者割当による新株式発行」の割当株式数の全株に対し野村證券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字であり、上限を示したものではありません。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行および株式売出しならびに転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行ならびに株式売出届出目論見書および訂正事項分(作成された場合)または転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書および訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をなさるようお願いいたします。この文書は、米国において当社の証券の募集または販売を行うものではありません。当社証券は、1933年米国証券法およびその改正法(以下、証券法)に基づく登録をしておらず、また登録を行う予定もありません。証券法に基づき証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことはできません。仮に米国内で証券の公募が行われる場合には、当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびに財務諸表が記載された目論見書が用いられ、その目論見書は当社または売出人より入手することができます。

### 3. 調達資金の使途

#### (1) 今回の調達資金の使途

今回の公募増資、本件第三者割当増資および本新株予約権付社債の発行に係る手取概算額合計上限415,665百万円について、220,000百万円を社会イノベーション事業強化のための設備投資資金に、40,000百万円を同じく社会イノベーション事業強化のための投資資金に、残額を借入金の返済に充当する予定です。

なお、手取金の使途の各項目の詳細は、以下のとおりです。

社会イノベーション事業強化のための設備投資の計画は、以下のとおりです。

事業の種類別 セグメントの名称	主な内容・目的	設備投資 予定額(億円)	設備投資の 実施予定時期
情報通信システム	ソフト・サービス事業の拠点整備・拡大を中心とした情報通信システム事業全般の強化	900	平成22年度および 平成23年度
電力・産業システム	原子力事業等の電力システムの生産能力拡大、交通システム・都市開発システムの研究開発の強化等	1,000	平成22年度および 平成23年度
電力・産業システム デジタルメディア・ 民生機器	リチウムイオン電池関連の生産能力拡大	300	平成22年度および 平成23年度
高機能材料			
計	—	2,200	—

注 上記設備投資計画完成後の増加能力につきましては、多種多様な製品を生産しており、記載が困難であるため、省略しています。

社会イノベーション事業強化のための投資の計画は、以下のとおりです。

事業の種類別 セグメントの名称	主な内容・目的	投資予定額 (億円)	投資の 実施予定時期
情報通信システム	データセンタ・コンサルティング・ストレージ関連事業の強化・拡大	300	平成22年度および 平成23年度
電力・産業システム	電力・産業システム関連事業の強化・拡大	100	平成22年度および 平成23年度
計	—	400	—

借入金の返済については、平成21年10月に実施した株式会社日立情報システムズ、日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社、株式会社日立システムアンドサービス、株式会社日立プラントテクノロジーおよび日立マクセル株式会社に対する株式公開買付資金として借り入れた短期借入金の返済を含みます。

#### (2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行および株式売出しならびに転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行ならびに株式売出届出目論見書および訂正事項分(作成された場合)または転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書および訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をなさるようお願いいたします。この文書は、米国において当社の証券の募集または販売を行うものではありません。当社証券は、1933年米国証券法およびその改正法(以下、証券法)に基づく登録をしておらず、また登録を行う予定もありません。証券法に基づき証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことはできません。仮に米国内で証券の公募が行われる場合には、当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびに財務諸表が記載された目論見書が用いられ、その目論見書は当社または売出人より入手することができます。

### (3) 業績に与える影響

今回の調達資金は、社会イノベーション事業を強化するための戦略的な投資を行うことにより、収益性の向上を図るとともに、財務体質の維持・改善に資すると考えています。

## 4. 株主への利益配分等

### (1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の長期的かつ総合的な利益の拡大を重要な経営目標と位置づけています。

当社の主力事業部門が属するエネルギー、情報、社会インフラ等の産業分野では、技術革新や市場構造の変化が急速に進展しており、市場競争力を確保し、収益の向上を図るためには、設備投資、研究開発等の積極的な先行投資が必須です。従って、株主に対する配当については、中長期的な事業計画に基づき、再投資のための内部資金の確保と配当の安定的な成長を念頭に、財政状態、利益水準および配当性向等を総合的に勘案して決定することとしています。

自己株式の取得については、株主への利益還元施策として、事業計画に基づく資金需要や市場の環境等に応じて、配当を補完して機動的に実施するほか、将来の株主価値の最大化を目的とした事業再編を含む機動的な資本政策の実行を可能とするため、配当方針と整合的な範囲において継続的に実施することとしています。

### (2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1)利益配分に関する基本方針」に記載のとおりです。

### (3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、設備投資や研究開発等の先行投資に充当します。

### (4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期
1株当たり連結当期純利益 または連結当期純損失(△)	△9.84円	△17.48円	△236.86円
1株当たり年間配当金 (うち1株当たり中間配当金)	6.00円 (3.00円)	6.00円 (3.00円)	3.00円 (3.00円)
実績連結配当性向	—	—	—
自己資本連結当期純利益率	△1.3%	△2.5%	△48.9%
連結純資産配当率	0.8%	0.9%	0.6%

(注)1. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本(純資産合計から新株予約権と少数株主持分を控除した額で期首と期末の平均)で除した数値です。

2. 連結純資産配当率は、1株当たりの年間配当金総額を1株当たり連結純資産(期首と期末の平均)で除した数値です。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行および株式売出しならびに転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行ならびに株式売出届出目論見書および訂正事項分(作成された場合)または転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書および訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をなさるようお願いします。この文書は、米国において当社の証券の募集または販売を行うものではありません。当社証券は、1933年米国証券法およびその改正法(以下、証券法)に基づく登録をしておらず、また登録を行う予定もありません。証券法に基づき証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことはできません。仮に米国内で証券の公募が行われる場合には、当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびに財務諸表が記載された目論見書が用いられ、その目論見書は当社または売出人より入手することができます。

## 5. その他

### (1) 配分先の指定

該当事項はありません。

### (2) 希薄化情報

#### ① 今回の公募増資および本件第三者割当増資による希薄化情報

平成 21 年 11 月 16 日現在の発行済株式総数に対する今回の公募増資および本件第三者割当増資による増加株式数(上限)の比率は 34.1%となる見込みです。

#### ② 潜在株式による希薄化情報

本新株予約権付社債の発行により、平成 21 年 11 月 16 日現在の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は 7.8%となる見込みです。

(注) 1. 発行済株式数:3,368,126,056 株(平成 21 年 11 月 16 日現在)

今回の公募増資および本件第三者割当増資による増加株式数(上限):1,150,000,000 株

2. 潜在株式の比率は、今回発行する本新株予約権付社債に付された新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数を平成 21 年 11 月 16 日現在の発行済株式総数で除したものです(全て新株式で交付した場合の潜在株式の比率となります)。なお、想定転換価額は 382 円(平成 21 年 11 月 13 日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 294 円の 130%)としています。

### (3) 過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

#### ① エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません

#### ② 過去 3 決算期間および直前の株価等の推移

	平成 19 年 3 月期	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期
始 値	840 円	921 円	587 円	271 円
高 値	936 円	947 円	843 円	404 円
安 値	644 円	569 円	230 円	262 円
終 値	914 円	591 円	266 円	294 円
株価収益率	—	—	—	—

(注) 1. 平成 22 年 3 月期の株価については、平成 21 年 11 月 13 日現在で表示しています。

2. 株価収益率は決算期末の株価(終値)を当該決算期の 1 株当たり連結当期純利益で除した数値です。なお、平成 19 年 3 月期、平成 20 年 3 月期および平成 21 年 3 月期に関しては、連結当期純損失を計上しているため、株価収益率は表示していません。平成 22 年 3 月期に関しては、未確定のため表示していません。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行および株式売出しならびに転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行ならびに株式売出届出目論見書および訂正事項分(作成された場合)または転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書および訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をなさるようお願いいたします。この文書は、米国において当社の証券の募集または販売を行うものではありません。当社証券は、1933 年米国証券法およびその改正法(以下、証券法)に基づく登録をしておらず、また登録を行う予定もありません。証券法に基づき証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことはできません。仮に米国内で証券の公募が行われる場合には、当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびに財務諸表が記載された目論見書が用いられ、その目論見書は当社または売出人より入手することができます。

#### (4) ロックアップについて

国内一般募集および海外募集に関連して、当社は、当該募集に関する引受契約の締結日に始まり当該募集に係る受渡期日から起算して 180 日目の日に終了する期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換もしくは交換される有価証券の発行または当社普通株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、国内一般募集、海外募集、本件第三者割当増資、本新株予約権付社債の発行およびその転換による当社普通株式の交付、株式交換等に伴う当社普通株式の交付ならびに株式分割による株式の発行等を除く。)を行わない旨を合意しています。

本新株予約権付社債の募集に関連して、当社は、当該募集に関する引受契約の締結日に始まり当該募集に係る払込期日の翌営業日から起算して 180 日目の日に終了する期間中、当該募集に関する共同主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換もしくは交換される有価証券の発行または当社普通株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、本新株予約権付社債の発行およびその転換による当社普通株式の交付、国内一般募集、海外募集、本件第三者割当増資、株式交換等に伴う当社普通株式の交付ならびに株式分割による株式の発行等を除く。)を行わない旨を合意しています。

以上

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行および株式売出しならびに転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行ならびに株式売出届出目論見書および訂正事項分(作成された場合)または転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書および訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をなさるようお願いします。この文書は、米国において当社の証券の募集または販売を行うものではありません。当社証券は、1933 年米国証券法およびその改正法(以下、証券法)に基づく登録をしておらず、また登録を行う予定もありません。証券法に基づき証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことはできません。仮に米国内で証券の公募が行われる場合には、当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびに財務諸表が記載された目論見書が用いられ、その目論見書は当社または売出人より入手することができます。



---

このニュースリリースにおける将来予測に関する情報は、当社が現時点で合理的であると判断する一定の前提に基づいています。このため、実際の結果と大きく異なったり、予告なしに変更され、検索日と情報が異なる可能性もありますので、あらかじめご了承ください。

---